

ご注意ください (各サービス共通)

- ・ご相談のご利用は、保険期間中にご相談内容の事柄が発生しており、かつ現在に至るまで保険契約が継続している場合に限りです。
 - ・ご相談の対象は、ご契約者、ご加入者および保険の対象となる方(法人は除きます。)、またはそれらの方の配偶者*1・ご親族*2の方(以下サービス対象者といひます。)のうち、いずれかの方に日本国内で発生した身の回りの事象(事業活動等を除きます。)とし、サービス対象者からの直接の相談に限りです。
 - ・一部の地域ではご利用いただけないサービスもあります。
 - ・各サービスは、東京海上日動がグループ会社または提携会社を通じてご提供します。
 - ・メディカルアシストおよび介護アシストの電話相談は医療行為を行うものではありません。また、ご案内した医療機関で受診された場合の費用はお客様のご負担となります。
- *1 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます。婚姻とは異なります。
*2 6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいひます。

よくあるご質問

加入手続きについて

- Q. すでに加入していますが、新たに加入手続きが必要ですか？
A. 本制度は自動継続となります。新たなご加入手続きは不要です。ただし、新中学1年生の方は2月頃ご案内した自動継続のご案内にてお手続きが必要です。

補償内容について

- Q. 放課後公園で遊んでいるときにケガをしました。対象となりますか？
A. おケガの補償は24時間ですので、学校外での活動中で補償対象となります。
- Q. 自転車に乗っているときのケガは対象となりますか？
A. 自転車や他の乗り物に乗車中のおケガも補償対象です。
- Q. 駐車場で自分の車のドアで隣に駐車していた車にぶつけてしまいました。個人賠償責任補償の対象となりますか？
A. 自動車保険の対象となるものは、個人賠償責任補償の対象外です。

変更・脱退について

- Q. 住所が変更となりました。どうしたらよいですか？
A. ご加入情報に変更があった場合は変更のお手続きが必要です。お手続き要領についてご案内しますので、取扱代理店フリーダイヤルへご連絡ください。
- Q. 広島県外の学校へ進学します。引き続き加入できますか？
A. ご加入はできませんので、脱退のお手続きが必要です。

取扱代理店フリーダイヤルへご連絡ください。

その他

- Q. 保険料控除の対象となりますか？
A. 本制度は損害保険料控除の対象外ですが、病氣入院補償の特約保険料は生命保険料控除の対象となります。詳しくはP3をご確認ください。

お問合せの内容に応じて以下にご連絡ください

制度の内容・加入手続き・住所変更・転校などのお問合せやご連絡

広島県PTA連合会 小・中学生総合保障制度お問い合わせ先

〈取扱代理店〉(株)東京海上日動パートナーズ中国四国

〒730-0051 広島市中区大手町1-2-1 おりづるタワー 4階

取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店との間で有効に成立したご契約につきましては引受保険会社と直接契約されたものとなります。

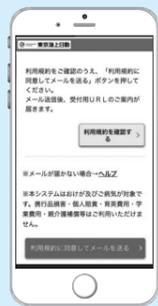
TEL: 0120-018-217

FAX: 082-243-0140

月～金曜日
9:00～17:00
休日を除く

おケガ・ご病気のご連絡は

スマートフォン



万一事故が起きてしまった際、おケガ、ご病気のご請求はスマートフォンから状況を連絡することができます。

万一事故が発生してしまった時、いち早くスマートフォンから事故の連絡を行うことができます。操作は簡単。表示された画面の手順に基づいて入力、送信するだけ。加入者証がお手元に届き次第すぐにご利用できます。

※PCからもアクセスできます。(受付時間:24時間365日)

- ①空メール送信によりアクセスURLを入力します。
- ②画面の操作手順に従って加入者の情報を入力していきます。
- ③けがをされた方、事故の場所などの状況を入力します。
- ④スマートフォンなので操作は簡単。迅速に対応いたします。



アクセスはこちら

TEL

東京海上日動安心110番(受付センター)

TEL: 0120-720-110

(受付時間:24時間365日)

〈取扱代理店〉(株)東京海上日動パートナーズ中国四国

TEL: 0120-018-217 【受付時間】月～金曜日
9:00～17:00 休日を除く

この保険で補償されると考えられる事故が生じた場合は、事故の日時、場所、被害者名、事故状況、加入者証券番号などを直ちに(補償によっては30日以内)取扱代理店または引受保険会社にご通知の上、保険金請求のお手続きをお取りください。損害賠償責任の全部又は一部を承認しようとするときは、あらかじめ引受保険会社にご相談ください。

[引受幹事保険会社、ご意見・ご相談先]
東京海上日動火災保険(株)
(担当支社)広島支店広島中央支社
〒730-8730
広島市中区八丁堀3-33 広島ビジネスタワー6F
TEL 082-511-9194

[共同引受保険会社]
あいおいニッセイ同和損害保険(株)
〒730-8580
広島市中区国泰寺町1-8-13
あいおいニッセイ同和損保広島TYビル
TEL 082-243-7791

[団体(契約者)]
広島県PTA連合会
〒732-0052
広島市東区光町2丁目9-14 (COMS光4階)
TEL 082-262-1600

このご案内は、団体総合生活保険の内容をご紹介したものです。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をお読みください。詳細は契約者である団体の代表者の方にお渡ししております保険約款によりますが、ご不明の点がありましたら、取扱代理店または引受保険会社におたずねください。
ご加入を申込みの方と被保険者が異なる場合は、このご案内の内容を被保険者にご説明いただきますようお願い申し上げます。
この保険契約は東京海上日動火災保険を幹事とした共同保険契約です。引受保険会社および引受割合等については団体保険制度のお手続きサイトの重要事項説明書をご確認ください。

令和5年12月作成 23TX-003440

重要 必ずご覧ください

広島県PTA連合会会員の各小・中学校の保護者の皆様へ

自転車事故
対応保険

令和6年度広島県PTA連合会

小・中学生総合保障制度 ご加入のおすすめ

(小・中学生総合保障制度は、団体総合生活保険のペットネームです。)

お子さまが加害者に



「もしもが起こった時に
大切なお子さまを守る」
その備えのご案内です。

お子さまがケガ



学校内 通学途中 ご家庭

お子さまがいつでもケガしても
24時間補償!

保険料 最大約48%割引!

※団体割引30%、損害率による割引25%適用!

保険期間 令和6年4月25日(木)午後4時～
令和7年4月25日(金)午後4時まで1年間

掛金引き落とし日 6月27日(木)

自転車による事故も補償

※令和5年4月1日より広島県では、自転車保険加入の義務化が施行されました。

スマホ・PCから簡単に加入申込ができます!

新規 加入

申込締切 4月24日(水)

http://xxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxx

中途 加入

申込受付期間 4月26日(金)～

http://xxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxx

本制度は自動更新となります。「自動継続のご案内(封書)」が届いた方、または「団体保険一斉募集のお知らせ」メールが届いた方はお手続き不要です。

広島県PTA連合会の会員の皆様へ

広島県PTA連合会会長
橋本 和博

子どもたちを取り巻く環境は日々変化し予測できない危険が存在しており、事件や事故に巻き込まれることも少なくありません。広島県PTA連合会では子どもたちの健全な育成を進めていくための支援策の一つとして、自転車事故をはじめケガや賠償トラブルを24時間補償する小・中学生総合保障制度を運営しております。本制度は個人で加入する場合に比べ最大約48% (団体割引と損害率によるもの) も安い掛金でご加入できます。是非この機会にご加入いただきますようご検討ください。

「広島県PTA連合会小・中学生総合保障制度」なら
こんな時にも補償が受けられる!

自宅で学校貸与の
タブレットを誤って
壊してしまった。



加害事故の補償

個人賠償責任補償 誤って他人のものを壊したり、他人にケガをさせてしまったら...

お子さまや、ご家族の方が日常生活で万が一法律上の損害賠償責任を負った時、補償されます。(情報機器等に記載された情報の損壊は500万円限度。)

保険金お支払い例

約25,000円

風邪をこじらせ
肺炎になり
入院してしまった。



お子さまの身体の補償

入院医療保険金支払特約

お子さまが疾病で2日以上入院された時、補償されます。(同一の疾病※について60日限度)(H・W2・W1プラン)。

※次に該当する場合は、後の疾病は前の疾病と異なるものとみなします。退院後、その日を含めて180日を経過した日の翌日以降に、再びその疾病の入院治療が必要になったとき。

保険金お支払い例

○Hプランの場合 (入院1日4,500円×10日)

45,000円

体育の時間に
バスケットを
突き指を
してしまいました。



お子さまの身体の補償

傷害補償

(細菌性食中毒等補償特約付帯)(熱中症危険補償特約付帯)

お子さまが急激かつ偶然な外来の事故でおケガをされた時、入院・通院をはじめ手術・後遺障害・死亡の保険金が支払われます。

保険金お支払い例

○Hプランの場合 (通院1日2,500円×4日)

10,000円

Hプランは地震・噴火
またはこれらによる津波での
ケガも補償されます。

入院・通院は
1日目より補償!

昼休憩中に転倒して
メガネを
壊してしまいました。



学用品・身の回り品などの補償

携行品補償 (学校管理下動産補償特約)

国内外において、保険の対象となる方が所有する、自宅外で携行している学用品・身の回り品が、登下校中、学校内の授業・休憩時間中、学校行事中、クラブ活動中等、学校の管理下で損害を受けたときに保険金が支払われます。(1年間で10万円限度・免責金額(自己負担額)1事故につき3,000円)

保険金お支払い例

(損害額は時価額が限度です)

約10,000円

被保険者
(保険の対象となる方)は
加入者本人となる
お子さまです。

ストーカー行為で
つきまとわれたため、
弁護士に相談した。



弁護士費用等

人格権侵害等

国内において、お子様が急激かつ偶然な外来の事故により他人からケガを負わされたり物を壊された場合、またはお子様が名誉・プライバシーの侵害、痴漢*1・ストーカー行為・いじめ・嫌がらせ*2等により精神的苦痛を被った場合*3に、法律相談や相手との交渉等を弁護士等に依頼することにより、弁護士費用または法律相談費用を負担したときに保険金をお支払いします。*1 痴漢冤罪を証明するための弁護士費用等は対象外となります。*2 職場での嫌がらせについては保険金をお支払いしません。*3 警察へ提出した被害届等によって、その事実を客観的に証明できる場合に限りです。

保険金お支払い例
弁護士相談費用

約100,000円

※上記は東京海上日動が作成した架空の事故例であり、過去に実際に発生したものではありません。

保険金額と掛金(保険料等)

保険料最大
約48%
割引!

※団体割引30%、損害率による割引25%適用(注1)
※ご加入口数は1口のみです。

職種級別A		Hプラン	W2プラン	W1プラン	Aプラン	Bプラン
傷 害	死亡・後遺障害	378万円	227万円	220万円	197万円	75万円
	入院保険金日額	4,500円	4,500円	3,500円	2,000円	1,000円
	通院保険金日額	2,500円	2,500円	2,000円	1,500円	500円
育英費用		200万円	200万円	100万円		
入院医療 日額(*1)		4,500円	4,500円	3,500円	×	×
病気葬祭費用(*2) (免責日数1日)		100万円限度			×	×
天災補償 (傷害・育英・学業用)		○	×	×	×	×
特定感染症		後遺障害・入院日額・通院日額			傷害補償と同額	
細菌性食中毒		○	○	○	○	○
熱中症		○	○	○	○	○
個人賠償責任 記録情報限度額500万円 (個人賠償特約の一部変更特約)		国内1事故無制限 国外1事故1億円限度 国内示談交渉サービス付				
弁護士費用特約 (人格権侵害等) トラブル対策費用補償特約		1事故あたり300万円限度 1事故あた20万円限度				
携 行 品	学校管理下動産補償特約 携行品特約の一部変更特約 保険対象または 受託品範囲変更特約	1年間で10万円限度 (免責金額(自己負担額)1事故3,000円)				
	被害事故補償	1事故1,000万円限度 (団体保険制度お手続きサイトには画面の制約上、表示がありません。)				
保険料		15,700円	12,700円	10,700円	7,700円	4,700円
制度維持費		300円				
掛金 (1年分)		16,000円	13,000円	11,000円	8,000円	5,000円

※直近の保険金のお支払状況・収支状況を踏まえ、一部、補償内容の変更を行っています。

●病気になる入院補償に係る控除証明が必要となる場合はお手数ですが本ご案内記載のお問い合わせ先までご連絡ください。(10月以降受付)。*生命保険料控除制度の詳細については、日本損害保険協会のホームページ(https://www.sonpo.or.jp/)をご参照ください。ご参考:本制度の控除証明額(4/25補償開始、団体割引30%・損害率による割引25%適用の場合)Hプラン:1,350円 W2プラン:1,350円 W1プラン:1,050円●個人賠償責任補償特約等をご契約される場合で、保険の対象となる方またはそのご家族が、同様の保険契約を他に契約されているときは補償が重複することがあります。補償が重複すると対象となる事故がどちらかのご契約から補償され一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては補償内容をご確認ください。●携行品の損害保険金のお支払額の合計が保険金額(10万円)と同額となった場合は、この携行品の補償は損害発生時に終了します。●手術保険金では傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。●後遺障害保険金は、後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4~100%をお支払いします。●制度維持費の詳細については、広島県PTA連合会にお問い合わせください。●上記保険料は職種級別Aの方を対象としたものです。お子様(被保険者-保険の対象となる方)が継続的にアルバイトに従事している等で、職種級別Aに該当しない場合は、保険料が異なりますので、取扱代理店にお問い合わせください。(*1)この契約が継続されてきた最初の保険契約(初年度契約)といえます。の保険始期時点で、既に被っている病気については保険金をお支払いできません。ただし、初年度契約の保険始期時点で、既に被っている病気についても、初年度契約の保険始期日から1年(保険期間が1年を超えるご契約の場合は、2年となります。)を経過した後には保険金支払事由に該当したときは、保険金のお支払対象となります。(*2)この保険契約が初年度契約である場合において、死亡の原因となった疾病を発病した時が保険期間の初日からその日を含めて保険証券記載の免責日数1日を経過した日の翌日の午前0時より前であるときは、当会社は保険金を支払いません。●上記掛金には保険料のほか、制度維持費(通信費・口座振替手数料など)が一律300円含まれております。

(注1)天災危険補償特約保険料には損害率による割引は適用されません。

お申し込みにあたって

本制度は生徒お一人につき1加入となります。複数のご加入は出来ません。

保険期間 ▶ 令和6年4月25日午後4時 ~ 令和7年4月25日午後4時 まで
※4月以降、毎月24日までに手続きが完了しますと、翌日25日からの中途加入が可能です。

保険料および制度維持費300円は、ご指定の引落口座より**6月27日(木)**に引き落としさせていただきます。
※引落口座の通帳には「MBS・PTAホケンリョウ」と表示されます。
※万一、引落日に年間保険料が引落不能の場合には、7月29日(月)に再度引落しさせていただきます。
※7月29日(月)も引落不能となった場合は、補償開始日に遡り、補償が無効となりますので、ご注意ください。

加入者票は5月下旬から順次ご加入者の住所にお送りいたします。
加入者票が未着であっても補償開始日以降の事故については補償されますのでご安心ください。

※パソコン・スマートフォン、タブレットなどをお持ちでない方は締切日が異なります。裏面問い合わせ先までご連絡ください。

ご加入内容に関する大切なお知らせ

※現在ご加入の方は必ずお読みくださいますようお願いいたします。

現在ご加入の方につきましては、表紙記載の締切日までに、ご加入者の方からのお申し出または保険会社からの連絡がない限り、当団体は今年度パンフレット等に記載の補償内容にて、保険会社に保険契約を申し込みます。なお、本内容をご了承いただける方につきましては、特段のご加入手続きは不要です。その他ご不明な点等ございましたら、取扱代理店までご連絡ください。今回更新いただく内容に一部改定があります。補償内容・保険料等の主な改定をご参照ください。

このご案内は団体総合生活保険の概要についてご紹介したものです。ご加入にあたっては、必ず表紙に記載のURL内の「重要事項説明書」をよくお読みください。「重要事項説明書」には、ご加入または更新される保険の商品内容をご理解いただくために特に重要な情報、および、お客様にとって不利益となる事項等、特にご注意いただきたい情報を記載しております。ご不明な点等がある場合には、代理店までお問い合わせください。団体総合生活保険の内容等については、記載のURL内にてご参照できます。

お手続き方法

《お手続きの前にご確認ください》

- 本制度は自動継続となりますので、**現在すでにご加入されている場合はお手続き不要です。**(※自動継続のご加入内容については、5月下旬に郵送される加入者票にてご確認ください。)
- 新規ご加入手続き完了後に受付完了メールが送信されますので、**事前に「@mail-d.tmnf.jp」のドメイン設定をお願いします。**(※スマートフォンやパソコン等のセキュリティの設定等により、ドメイン設定をしてもメールが届かない場合があります。その場合は5月下旬に郵送される加入者票にてご加入内容をご確認ください。)
- ご加入手続きの中で、保険料引落し口座のご登録が必要となります。**お手元に口座内容のわかるものをご準備の上、お手続きをお願いいたします。**
- 午前4時~6時の間はお手続きできません。

ご加入までの流れ

STEP 1 ▶ 団体保険制度お手続きサイト

STEP 2 ▶ トップ画面

3ページより、ご希望のプランをお選びいただき、表面の二次元コードかURLよりサイトにサイトにアクセスしてください。



STEP 3 ▶ 保護者・扶養者(加入者)情報の入力



- 1 保護者・扶養者(加入者)情報を入力願います。
- 2 保護者・扶養者(加入者)から見た続柄をご選択願います。
・加入者が父母の場合 → [子]をご選択願います。
・加入者が祖父母の場合 → [同居の孫]をご選択願います。
- 3 学生・生徒・児童(被保険者)情報を入力願います。
- 4 学生・生徒・児童(被保険者)のご職業[学生]をご選択願います。
- 5 [次へ進む]をクリック。

STEP 4 ▶ 補償の選択

[加入を検討する]をクリック。

STEP 5 ▶ 保険の対象となる方(被保険者)情報の入力

- 1 ①ご職業に[学生]が選択されていることをご確認ください。
- 2 ②[次へ進む]をクリック

STEP 6 ▶ ご加入されるタイプの選択

※タイプ名は実際と異なります。



- 1 ①ご加入されるタイプを選択し[選択する]をクリック。タイプは次ページにもありますので、次ページボタンをクリックしてご確認ください。
- 2 ②ご加入されるタイプが正しく選択されているかをご確認いただき[確定する]をクリック。

【ご注意】口座からお引き落しさせていただく掛金には、各タイプの下に表示されている保険料に制度維持費(300円)が付加されます。

STEP 7 ▶ 補償を確定し次へ進むをクリック。

STEP 8 ▶ お客様(加入者)情報の入力

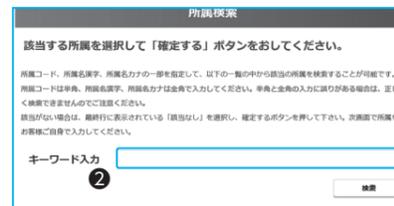
ご住所、メールアドレス、連絡先を入力願います。

お客様情報の入力



所属検索欄

- 1 検索ボタンを押下すると所属検索画面になります。
- 2 キーワード入力欄にお子さまの学校名を〇〇市立・町立・村立から入力し検索いただき、リストから選択ください。



学生・生徒・児童(被保険者)の卒業予定年欄

- 3 ③下記の卒業予定年早見表をご確認いただき、お子さまの小学校または中学校卒業年をご入力ください。
※本制度は小学校および中学校卒業までの自動継続となります。

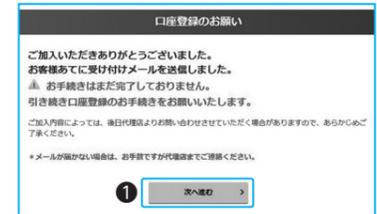
〈小学校〉		〈中学校〉	
学年 (令和6年4月1日時点)	小学校卒業年 (団体内自動更新停止年)	学年 (令和6年4月1日時点)	中学校卒業年 (団体内自動更新停止年)
小学校1年生	令和12年	小学校4年生	令和9年
小学校2年生	令和11年	小学校5年生	令和8年
小学校3年生	令和10年	小学校6年生	令和7年
		中学校1年生	令和9年
		中学校2年生	令和8年
		中学校3年生	令和7年

STEP 9 ▶ ご加入内容の確認

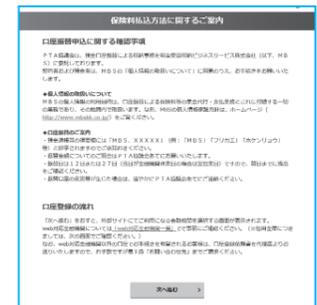
お手続き内容をご確認いただき、間違いが無ければ[内容を確定する]をクリック。そして、[重要事項説明書を表示]をクリックし、ご確認同意のうえ、ご加入される場合は、[加入する]をクリック。

必ず同時に登録ください!!

STEP 10 ▶ お申込完了・口座を登録する



※スマートフォンやパソコン等のセキュリティの設定等によりメールが届かない場合があります。その場合は5月下旬に郵送される加入者票にてご加入内容をご確認ください。



広島県PTA連合会 小・中学生総合保障制度では、明治安田システムテクノロジー株式会社MBS事業部門に集金業務を委託しております。「個人情報の取扱いについて」をご確認いただき、個人情報のご提供にご同意ください。

- 1 ①お手続きが完了すると、【受付完了メール】が自動で送信されます。口座振替の登録手続き画面に進み、[次へ進む]をクリック。
- 2 ②ご利用になる金融機関をご選択願います。
- 3 ③引落口座の情報を入力し[金融機関へ]をクリック。金融機関サイトの登録を確定します。
- 4 ④口座情報の登録をもってお手続きは完了です。

STEP 11 ▶ 口座登録完了



この画面が表示されましたら口座のご登録は完了です。
※各金融機関から登録完了メールは送信されません。
※口座のご登録完了後すぐにご加入内容画面を確認いただいた場合、「口座未登録」と表示されておりますので、ご登録後2営業日以降にご確認をお願いします。

〈ご注意点〉
STEP10の申込完了画面は確認できたが、口座登録でエラーとなり、STEP11の口座登録完了画面が表示されなかった場合のお手続きについて
⇒ご契約のお申込みは完了しておりますので、別途書面での口座登録のお手続きが必要となります。

取扱代理店フリーダイヤルへご連絡ください。

保険の対象となる方(被保険者)について

【「保険の対象となる方(被保険者)ご本人*1」 としてご加入いただける方】

「保険の対象となる方(被保険者)ご本人*1)としてご加入できる方は、広島県PTA連合会会員の学校に在籍する児童・生徒の方(入学手続きを終えた方を含みます。)となります。

【「保険の対象となる方(被保険者)の範囲】

それぞれの基本補償について、保険の対象となる方(被保険者)は、右表のとおりです。

	こども傷害補償、携行品、 弁護士費用等、トラブル対策費用	個人賠償責任 *2
	本人型	家族型
ご本人*1	○	○
ご本人*1の配偶者	-	○
ご本人*1もしくは親権者 またはご本人*1の配偶者の同居のご親族	-	○
ご本人*1もしくは親権者またはご本人*1 の配偶者の別居の未婚のお子様	-	○

※保険の対象となる方の続柄は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

※個人賠償責任については、ご本人*1の親権者、その他の法定の監督義務者および代理監督義務者も保険の対象となる方(被保険者)に含まれます(代理監督義務者については、ご本人*1に関する事故に限ります。)

※育児費用については、あらかじめ扶養者を指定し、扶養者のお名前を加入依頼書等の「被保険者の扶養者」欄に記入してください。

原則として、扶養者として指定できるのは、保険の対象となる方の親権者であり(保険の対象となる方が成年に達した場合を除きます。)、かつ、保険の対象となる方の生活費および学業費用の全部または一部を継続的に負担して、保険の対象となる方の生計を主に支えている方とします。

*1 加入依頼書等に「保険の対象となる方(被保険者)ご本人」として記載された方をいいます。

*2 個人賠償責任について、ご本人*1以外の上表の保険の対象となる方が責任無能力者である場合は、責任無能力者の親権者、その他の法定の監督義務者および代理監督義務者(責任無能力者の配偶者または親族に限ります。))も保険の対象となる方(被保険者)に含まれます(責任無能力者に関する事故に限ります。)

【「保険の対象となる方(被保険者)について」における用語の解説】

それぞれの基本補償について、保険の対象となる方(被保険者)は、以下のとおりです。

(1) 配偶者： 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます(以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限ります。婚姻とは異なります。)
①婚姻意思*3を有すること ②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること

(2) 親族： 6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます(配偶者を含みません。)

(3) 未婚： これまでに婚姻歴がないことをいいます。

*3 戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。

団体総合生活保険 商品改定のご案内

新たに販売する補償

補償	改定項目	概要
こども傷害補償	「トラブル対策費用補償特約」の発売	近年、学校等におけるいじめやネットトラブルが社会課題となっていることを踏まえ、いじめ、嫌がらせ、ストーカー行為等の被害を受けた場合に、カウンセリング費用や防犯対策費用、転校費用を補償する「トラブル対策費用補償特約」を発売します。 本特約は、「弁護士費用等補償特約(人格権侵害等)」および「本人のみ補償特約(弁護士費用等補償特約(人格権侵害等)用)」とのセット販売とし、お客様がいじめ等の被害に遭われた際に、「カウンセリング等の初期対策費用から、損害賠償請求等の弁護士費用まで」包括的にカバーすることにより、お客様のいざという時にお役に立てる商品とします。
こども傷害補償、賠償・財産・費用に関する補償	「本人のみ補償特約(弁護士費用等補償特約(人格権侵害等)用)」の発売	「弁護士費用等補償特約(人格権侵害等)」の保険の対象となる方の範囲を保険の対象となる方ご本人に限定する、「本人のみ補償特約(弁護士費用等補償特約(人格権侵害等)用)」を発売します。

主な改定点

変更する補償	改定項目	概要
こども傷害補償	「特定感染症危険補償特約」の補償対象となる感染症の変更	現在は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下、感染症法)における「一類感染症」、「二類感染症」、「三類感染症」、「第6条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症(*1)」および「指定感染症(*2)」を補償対象としていますが、「第6条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症(*1)」および「指定感染症(*2)」を補償対象外とし、補償対象となる感染症を「一類感染症」、「二類感染症」、「三類感染症」に変更します。なお、2023年5月8日(月)以降、「新型コロナウイルス感染症(Covid-19)」は感染症法における「五類感染症」に位置付けられています(「五類感染症」は、従来より補償対象外です。) (*1)病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限ります。)であるものに限ります。 (*2)政令により一類感染症、二類感染症または三類感染症と同程度の措置が講じられている場合に限ります。
こども傷害補償	「個人賠償責任補償特約の一部変更に関する特約」の補償拡大および保険料改定	「GIGAスクール構想」による教育のICT化に伴い、学校等から貸与されているタブレット端末を損壊した場合に対する補償ニーズが高まっていることを踏まえ、受託品賠償部分におけるタブレット端末について、自発的通信機能の有無を問わず補償対象とします。また、本改定に伴い、保険料の改定を行います。
こども傷害補償	「携行品特約」等における約款文言の明確化および保険の対象となる物の改定	約款上「保険の対象に含まない物」としている「携帯型通信機器」および「携帯型電子事務機器」について、該当する機器が分かりづらいとの声を踏まえ、機器を限定列挙する方式に変更します。また、分かりやすさの観点から、仕様(自発的通信機能の有無)により補償対象か否かが異なっている機器について、取扱いを統一します。取扱いを統一する主な機器は以下のとおりです。 ●補償対象とする機器：デジタルカメラ、スマートウォッチ、無線機 ●補償対象外とする機器(*1)：ハンディターミナル、POS端末、音声翻訳機 <対象特約>携行品特約、住宅内生活用動産特約、個人賠償責任補償特約、個人賠償責任補償特約の一部変更に関する特約、携行品特約の一部変更に関する特約(*2)、住宅内等追加補償特約(*2) (*1)携行品特約、住宅内生活用動産特約、個人賠償責任補償特約については、従来より補償対象外です。 (*2)タブレット端末については、従来と同様、自発的通信機能を有しない場合のみ補償対象となります。
こども傷害補償	「携行品特約」等における免責事由(保険金をお支払いしない場合)の改定	「保険金をお支払いしない場合」として規定している「土地の沈下、移動または隆起によって生じた損害」に、「土地の振動等によって生じた損害」を追加します。 <対象特約>携行品特約、住宅内生活用動産特約、個人賠償責任補償特約
賠償・財産・費用に関する補償	「弁護士費用等補償特約(人格権侵害等)」における「ストーカー行為」[嫌がらせ]の規定改定	「ストーカー行為等の規制等に関する法律」が改正され、規制対象となる行為に「拒まれたにもかかわらず、連続して文書を送る行為」や「GPS機器等を用いた位置情報の無承諾取得」等が追加されたことを踏まえ、約款上の「ストーカー行為」の定義に改正内容を反映する等の約款改定を行います。

サービスのご案内

「日頃の様々な悩み」から「もしも」のときまでバックアップ!
東京海上日動のサービス体制なら安心です。

※サービスの内容は変更・中止となる場合があります。

※サービスのご利用にあたっては、グループ会社・提携会社の担当者が、「お名前」「ご連絡先」「団体名」等を確認させていただきますのでご了承願います。

・メディカルアシスト

自動セット

お電話にて各種医療に関するご相談に応じます。
また、夜間の救急医療機関や最寄りの医療機関をご案内します。



受付時間*1: 24時間365日
☎ 0120-708-110

*1 予約制専門医相談は、事前予約が必要です(予約受付は、24時間365日)。

緊急医療相談

常駐の救急科の専門医および看護師が、緊急医療相談に24時間お電話で対応します。

医療機関案内

夜間・休日の受付を行っている救急病院や、旅先での最寄りの医療機関等をご案内します。

予約制専門医相談

様々な診療分野の専門医が、輪番予約制で専門的な医療・健康電話相談をお受けします。

がん専用相談窓口

がんに関する様々なお悩みに、経験豊富な医師とメディカルソーシャルワーカーがお応えします。

転院・患者移送手配 *2

転院される時、民間救急車や航空機特殊搭乗手続き等、一連の手配の一切を承ります。*2 実際の転院移送費用は、お客様にご負担いただけます。

・介護アシスト

自動セット

お電話にてご高齢の方の生活支援や介護に関するご相談に応じ、優待条件でご利用いただける各種サービスをご紹介します。



受付時間：
いずれも
土日祝・
年末・年始を除く

・電話介護相談 : 午前9時～午後5時
・各種サービス優待紹介 : 午前9時～午後5時
☎ 0120-428-834

電話介護相談

ケアマネジャー・社会福祉士・看護師等が、公的介護保険制度の内容や利用手続き、介護サービスの種類や特徴、介護施設の入所手続き、認知症への対処法といった介護に関するご相談に電話でお応えします。認知症のご不安に対しては、医師の監修を受けた「もの忘れチェックプログラム*1」をご利用いただくことも可能です。

*1 お電話でいくつかのアンケートにお答えいただき、その回答結果に基づいて、受診のおすすめや専門医療機関のご案内等を行います。

各種サービス優待紹介 *2

「家事代行」「食事宅配」「住宅リフォーム」「見守り・緊急通報システム」「福祉機器」「有料老人ホーム・高齢者住宅」「バリアフリー旅行」といったご高齢の方の生活を支える各種サービスについて優待条件でご利用いただける事業者をご紹介します。*3

※お住まいの地域によってはご利用いただけなかったり、優待を実施できないサービスもあります。

*2 本サービスは、サービス対象者(「ご注意ください」をご参照ください。)に限りご利用いただけます。 *3 サービスのご利用にかかる費用については、お客様にご負担いただけます。

・デイリーサポート

自動セット

法律・税務・社会保険に関するお電話でのご相談や
毎日の暮らしに役立つ情報をご提供します。



受付時間：
いずれも
土日祝・
年末・年始を除く

・法律相談 : 午前10時～午後6時
・税務相談 : 午後2時～午後4時
・社会保険に関する相談 : 午前10時～午後6時
・暮らしの情報提供 : 午前10時～午後4時
☎ 0120-285-110

法律・税務相談

提携の弁護士等が身の回りの法律や税金に関するご相談に電話でわかりやすくお応えします。また、ホームページを通じて、法律・税務に関するご相談を24時間電子メールで受け付け、弁護士等の専門家が電子メールでご回答します。

[ホームページアドレス] www.tokiomarine-nichido.co.jp/contractor/service/consul/input.html

※弁護士等のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

社会保険に関する相談

公的年金等の社会保険について提携の社会保険労務士がわかりやすく電話でご説明します。 ※社会保険労務士のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

暮らしの情報提供

グルメ・レジャー情報・冠婚葬祭に関する情報・各種スクール情報等、暮らしに役立つ様々な情報を電話でご提供します。

・いじめ・嫌がらせ・痴漢等相談ダイヤル

自動セット

【対象となる補償】弁護士費用等(人格権侵害等)にご加入いただいた場合

いじめや嫌がらせ、痴漢に遭われたときや痴漢と間違われたとき等に、対応方法について提携の弁護士にお電話にてご相談いただけます。

※本サービスは保険の対象となる方に限りご利用いただけます。※職務遂行に関する精神的苦痛および職場における嫌がらせによる精神的苦痛は対象外です。※いじめ・嫌がらせ・痴漢等相談ダイヤルは問題解決のご支援を行うためのもので、すべての問題解決を保証するものではありません。

いじめ・嫌がらせ等に関する相談サービス

いじめや嫌がらせ等の被害に関する対応方法(加害者への損害賠償請求、弁護士からの文書送付等)について弁護士に電話で相談できます。
※弁護士等のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

【対象となる相談内容】

以下のいずれかの行為による精神的苦痛に対する相談を対象とします。

・いじめ ・嫌がらせ ・痴漢 ・ストーカー行為
・自由、名誉、プライバシーまたは肖像権の侵害

・いじめ・嫌がらせ等に関する相談サービス：
午前10時～午後6時

☎ 0120-300-575

・痴漢被害・冤罪に関する緊急相談サービス：
午前7時30分～午前9時30分／
午後5時～午後10時

☎ 0120-106-670

痴漢被害・冤罪に関する緊急相談サービス

痴漢に遭われたときや痴漢と間違われたときに、駅のホームや駅員室等から、その場での対応方法について弁護士に電話で相談できます。

なお、弁護士との接見および事故現場への駆けつけを行うものではありません。

※いざという場合にすぐに弁護士にご相談いただけるよう、携帯電話等にフリーダイヤルの番号をご登録いただくことをおすすめします。